

議案第90号

多気町と松阪市との間における介護給付費等の支給に関する審査判定事務の委託に関する規約変更に係る協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定により、多気町と松阪市との間における介護給付費等の支給に関する審査判定事務の委託に関する規約の一部を変更する規約を次のように定めることについて、関係地方公共団体と協議するため、同条第3項において準用する同法第252条の2第3項の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成25年5月31日 提出

松阪市長 山中 光 茂

多気町と松阪市との間における介護給付費等の支給に関する審査判定事務の委託に関する規約の一部を変更する規約

多気町と松阪市との間における介護給付費等の支給に関する審査判定事務の委託に関する規約の一部を次のように変更する。

第1条第1号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

附 則

この規約は、平成25年7月1日から施行する。